

平成28年度第18回庁議提案  審議・報告・その他  
提出日：平成28年12月20日  
担当部・課：産業部産業推進課〔内線3543〕

① 件 名
石巻ルネッサンス館用地の無償貸付期間の更新について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
<p><b>【背景】</b> 石巻産業創造株式会社は、石巻トゥモロービジネスタウンに立地する企業の業務活動支援及び石巻地域企業の発展に資する業務を行い、新しい時代における地域の産業を創出することを目的に、宮城県、独立行政法人中小企業基盤整備機構、地元企業等並びに石巻市の出資により設立された第三セクターであり、平成12年に本市所有地に建設した「石巻ルネッサンス館」を業務の拠点施設としている。</p> <p>本市では、石巻ルネッサンス館建設当初から同社に無償貸付してきたが、現契約が平成29年3月31日をもって満了する。</p>
<p><b>【目的】</b> 本市産業振興の中核企業としての機能を充実させるために、あらゆる産業のワンストップ相談窓口として事業展開を図っていることや、産業復興業務を受託する等、本市産業の復興及び発展に寄与していることから、現契約と同じく貸付期間を3年として無償貸付するもの。</p>
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
<p><b>【根拠法令】</b> 地方自治法第96条第1項第6号（昭和22年4月17日法律第67号）</p> <p><b>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</b> 第3章 地域資源を活かして元気産業を創造するまち 第1節 石巻独自の技術開発や新産業を創出する</p>
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
<p>平成26年 2月27日 平成26年石巻市議会第1回定例会にて貸付期間3年とすることを議決 平成26年 4月 1日 市有財産使用貸借契約を締結 平成28年12月 5日 石巻産業創造株式会社より、市有財産借受期間更新申請書を受理</p>

⑤ 主な内容
<p>【契約内容】</p> <p>(1) 貸付物件 土地  (2) 所 在 石巻市開成1番35  (3) 貸付面積 9,956.68㎡  (4) 貸付目的 石巻ルネッサンス館用地  (5) 貸付期間 平成29年4月1日から平成32年3月31日まで  (6) 貸付相手 石巻産業創造株式会社 代表取締役 阿部 明夫</p>
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>石巻産業創造株式会社が実施する創業支援、中小企業等支援等のほか、石巻トゥモロービジネス  タウン立地企業及びルネッサンス館入居企業支援により、本市の産業復興及び振興の中核としての  機能を果たす。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>岩手県北上市（㈱北上オフィスプラザ） 無償貸付（貸付期間：10年）  富山県高岡市（㈱富山県産業高度化センター） 無償貸付（貸付期間：当面の間〔経営安定するまで〕）  長崎県大村市（㈱アルカディア大村） 無償貸付（貸付期間：3年）</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成29年2月 市議会第1回定例会に議案を提案  平成29年4月1日 無償貸付の契約締結</p>
⑨ その他